

日本国宮城県庁とロシア連邦ニジェゴロド州政府との協力の発展に関する共同宣言書

日本国宮城県庁及びロシア連邦ニジェゴロド州政府（以下「双方」という。）は、宮城県伊藤克彦副知事及びニジェゴロド州シャンツェフ知事との会談において、双方の地域間交流を拡大させ、相互の協力を発展させることを目的として、次のとおり合意した。

- 1 双方は、平成19年4月12日、仙台市にて、双方の知事が署名した、署名の日より3年間有効の「日本国宮城県とロシア連邦ニジェゴロド州との間の協力に関する覚書」の失効後においても、相互の協力を発展させていくこととする。
- 2 現覚書の失効後1年以内に、新たな協定書（双方の相互の協力を発展させることを協定する文書をいう。）を作成し、双方の知事が署名するよう、準備を進める。
- 3 双方は、経済、学術の分野を中心に相互の協力を発展させることとし、双方の地域での展示・見本市での相互の活動における協力及び双方の民間企業の相互の地域での活動の支援における協力には、特に配慮するものとする。
- 4 双方は、経済、学術以外の産業、教育などの様々な分野においても、双方の具体的な提案により、互恵的な協力を発展させていくこととする。

この共同宣言書は、平成21年5月18日に、ロシア連邦ニジェゴロド州ニジニ・ノヴゴロド市にて、日本語及びロシア語の各2通からなる4通が作成され、それぞれの文書は同一の効力を有する。

日本国宮城県副知事
伊藤 克彦

ロシア連邦ニジェゴロド州知事
ワレーリー・パブリーノヴィチ・
シャンツェフ

伊藤克彦

ワレーリー・パブリーノヴィチ・
シャンツェフ